

# 自然再生事業の進め方

## 1 事業メニュー

自然再生事業は、生態系の観点からの事前の十分な調査による科学的なデータに基づき、多様な主体の参画のもと、実施されることが重要です。

\* 10/10、1/2、1/3は補助率を示す。

### 自然再生推進計画調査

#### 国立公園

国（環境省）  
10/10  
都道府県  
1/2

#### 国定公園 国指定鳥獣保護区

地方公共団体  
1/2

#### その他地域

地方公共団体  
1/3

調査・検討

### 自然再生整備事業

#### 国立公園

国（環境省）  
10/10  
都道府県  
1/2

#### 国定公園 国指定鳥獣保護区

地方公共団体  
1/2

#### その他地域

地方公共団体  
1/3

### ふるさと 自然再生事業

事業

# 2 対象地域

自然再生を行う地域は、  
自然生態系、生物多様性といった観点から  
選定される必要があります。

**対象地域**  
生態系を重視する観点から緊急に自然を再生することが  
必要な地域であって、次のいずれかの区域を含む地域



**地域を代表する  
自然生態系を  
有する区域**

希少野生動植物等の  
重要な  
生息・生育の場  
であるなど  
例えば、釧路湿原、  
小笠原など

**生物多様性  
保全のため  
再生する  
必要がある区域**

生物の生息・生育環  
境の連続性の確保と  
いう観点から重要な  
位置にあるなど  
例えば、大台ヶ原、  
榎野川干潟など

**自然環境再生の  
必要性、効果が  
高い区域**

改変の状況が  
顕著であり、  
社会的関心が  
高いなど  
例えば、くぬぎ山、  
三番瀬など

